

議案第 33 号

淡路市空家等の適切な管理に関する条例制定の件

淡路市空家等の適切な管理に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等の適切な管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境を保全するとともに、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。
- (2) 法定外空家等 長屋及び共同住宅の住戸又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 特定法定外空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる法定外空家等をいう。
- (5) 所有者等 所有者又は管理について権原を有する者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者（通学し、又は通勤する者等を含む。）又は市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空家等及び法定外空家等の適切な管理の促進に関する施策を実施するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空家等又は法定外空家等の所有者等は、当該空家等又は法定外空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を行わなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、この条例の目的を達成するため、相互に協力し、主体的に良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 市民等は、相隣関係にある空家等又は法定外空家等の管理に関する問題が生じた場合において、当該空家等又は法定外空家等の所有者等を確知しているときは、当事者間で解決するよう努めなければならない。

3 市民等は、適切な管理が行われていないと思料する空家等又は法定外空家等を発見したときは、市に当該空家等又は法定外空家等の情報を提供するよう努めなければならない。

(実態調査)

第6条 空家等に関する実態調査については、法第9条第1項に定めるところによる。

2 市長は、法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

(所有者等による空家等又は法定外空家等の適切な管理の促進)

第7条 市長は、前条の調査により、第4条に規定する適切な管理が行われていないと認めるときは、空家等又は法定外空家等の所有者等に対し、必要な情報の提供又は助言を行い、所有者等による適切な管理の促進に努めるものとする。

(立入調査)

第8条 空家等に関する立入調査については、法第9条第2項から第5項までの規定に定めるところによる。

2 市長は、第10条第2項から第4項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等又は特定法定外空家等の認定)

第9条 市長は、空家等又は法定外空家等が適切に管理されず、第2条第4号に規定する状態にあると認めるときは、当該空家等又は法定外空家等をそれぞれ特定空家等又は特定法定外空家等として認定することができる。

- 2 市長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、淡路市空家等対策協議会条例(平成30年淡路市条例第2号)第1条に規定する淡路市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。

(特定空家等又は特定法定外空家等に対する措置)

第10条 特定空家等に対する措置については、法第14条に定めるところによる。

- 2 市長は、特定法定外空家等の所有者等に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定法定外空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 5 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 6 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 7 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第4項

の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 8 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第4項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 9 第7項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 10 市長は、第4項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 11 市長は、第4項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他市長が適当と認める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第4項の規定による命令に係る特定法定外空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定法定外空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第4項の規定による命令については、淡路市行政手続条例（平成17年淡路市条例第11号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（応急措置）

- 第11条 市長は、災害その他特別の事情により、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある空家等又は法定外空家等（特定空家等又は特定法定外空家等を含む。以下この条において同じ。）について、他に適切な手段がなく、緊急の必要があると認めるときは、当該危害を回避するために必要最小限の応急的な措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。
- 2 市長は、応急措置を講ずるときは、当該応急措置の内容を当該空家等又は法定外空家等の所有者等に通知しなければならない。この場合において、当該空家等又は法定外空家等の所有者等を確知することができないときは、その旨を公告しなければならない。
- 3 市長は、応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を当該空家等又は法定外空家等の所有者等から徴収することができる。

（財産管理人の選任の申立て）

- 第12条 市長は、法又はこの条例の施行のために必要と認めるときは、相続財産管理人又は不在者財産管理人の選任に必要な手続をとることができる。

（関係機関との連携等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他関係機関と連携を図るとともに、当該関係機関の長に対して、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第8条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 第10条第4項の規定による市長の命令に違反した者

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第34号

淡路市税条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市税条例の一部を改正する条例

(淡路市税条例の一部改正)

第1条 淡路市税条例(平成17年淡路市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の右に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同

号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し及び附則第11条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び附則第13条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当

該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条第1項中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の右に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガ

ソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 淡路市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加え

る。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中淡路市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中淡路市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の淡路市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき淡路市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律

第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の淡路市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の淡路市税条例(以下「新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の淡路市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶</u></p>	<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6</u> <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶</u></p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p><u>養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の5第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>(以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに</u>、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行</p>	<p><u>養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する<u>公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)</u>の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</u>を有する者若しくは<u>单身児童扶養者である者</u>(以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u>(以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。)から毎年最初に<u>公的年金等の支払を受ける日の前日までに</u>、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同</p>	<p>規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置</p>	<p>第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第2</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平</p>	<p>5条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（平成31年度又は令和2年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を越えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定</p>	<p>定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を越えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div data-bbox="212 1055 758 1153" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>（特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1</p>	<p>資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div data-bbox="834 1055 1380 1153" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>（特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第15条の2</u>（略）</p>	<p>日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>） <u>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第15条の2の2</u>（略）</p> <p><u>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽</u></p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略)</p>	<p><u>自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略)</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案												
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="209 1245 762 1294"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="209 1966 762 2011"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	(略)			第2号ア	3,900円	1,000円	<p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「<u>100分の2</u>」とあるのは、「<u>100分の1</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1294 1388 1344"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1966 1388 2011"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	(略)			第2号ア	3,900円	1,000円
(略)													
第2号ア	3,900円	1,000円											
(略)													
第2号ア	3,900円	1,000円											

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行			改 正 案		
	6,900円	1,800円	(イ)		
	10,800円	2,700円	第2号ア	6,900円	1,800円
	3,800円	1,000円	(ウ) a	10,800円	2,700円
	5,000円	1,300円	第2号ア	3,800円	1,000円
			(ウ) b	5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる<u>法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)</u>のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
第2号ア	3,900円	2,000円	第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円	(イ)		
	10,800円	5,400円	第2号ア	6,900円	3,500円
	3,800円	1,900円	(ウ) a	10,800円	5,400円
	5,000円	2,500円	第2号ア	3,800円	1,900円
			(ウ) b	5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年</u></p>			<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる<u>ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの</u>(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自</u></p>		

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案																																	
<p><u>3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在にお</p>	<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	<p><u>動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(イ)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(ウ) a</u></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(ウ) b</u></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日</p>	<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円	<u>(イ)</u>			<u>第2号ア</u>	6,900円	5,200円	<u>(ウ) a</u>	10,800円	8,100円	<u>第2号ア</u>	3,800円	2,900円	<u>(ウ) b</u>	5,000円	3,800円
<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円																																
	6,900円	5,200円																																
	10,800円	8,100円																																
	3,800円	2,900円																																
	5,000円	3,800円																																
<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円																																
<u>(イ)</u>																																		
<u>第2号ア</u>	6,900円	5,200円																																
<u>(ウ) a</u>	10,800円	8,100円																																
<u>第2号ア</u>	3,800円	2,900円																																
<u>(ウ) b</u>	5,000円	3,800円																																

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>ける当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p><u>4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分</p>	<p>現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の<u>種別割</u>に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行	改 正 案
<p>に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第22条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第22条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正

現 行	改 正 案
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者については、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px 10px;">(略)</div> <p>2～4 (略)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者については、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px 10px;">(略)</div> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用に</u></p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正

現 行	改 正 案
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 35 号

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(利率)</p> <p><u>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>

議案第 36 号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年淡路
市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の右に「とすること」を加え、同条に次の
2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことと
することができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する
施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であっ
て、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行
う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項
の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に
規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする
施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳
児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けて
いるもの

第 16 条第 2 項第 3 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第
3 項において同じ」を削る。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の右に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことと<u>することができる。</u></p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 2 0 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p>

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第3項において同じ。</u>)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(<u>平成24年法律第65号</u>)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認め</u></p>

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(<u>第 2 2 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。</u>) の認可を得た施設等については、施行日から起算して 1 0 年を経過する日までの間は、第 1 5 条、第 2 2 条第 4 号 (調理設備に係る部分に限る。) 及び第 2 3 条第 1 項本文 (調理員に係る部分に限る。) の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 3 条第 1 項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法 (第 1 0 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 6 条の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>5 年</u></p>	<p><u>るもの (附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。) については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して 1 0 年を経過する日までの間は、第 1 5 条、第 2 2 条第 4 号 (調理設備に係る部分に限る。) 及び第 2 3 条第 1 項本文 (調理員に係る部分に限る。) の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 3 条第 1 項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法 (第 1 0 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 6 条の規</p>

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型等に関する経過措置)</p> <p>5 (略)</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 (略)</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型等に関する経過措置)</p> <p>5 (略)</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 (略)</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7～10 (略)</p>

議案第 37 号

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例制定の件

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年
淡路市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の右に「又は地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項から第 5 項までの規定中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年
3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業所については、施行日から平成32年3月31日までの間、第9条第1項及び第2項の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>4 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「40人」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業ごとに定められている児童の定員数」とする。</p> <p>5 施行日から平成32年3月31日までの間、第18条第1項の規定にかかわらず、土曜日に放課後児童健全育成事業所を開所する時間については、1日につき3時間以上とすることができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業所については、施行日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第9条第1項及び第2項の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 施行日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>4 施行日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「40人」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業ごとに定められている児童の定員数」とする。</p> <p>5 施行日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第18条第1項の規定にかかわらず、土曜日に放課後児童健全育成事業所を開所する時間については、1日につき3時間以上とすることができる。</p>

議案第 4 2 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

日額	10,600円
日額	12,600円
日額	11,100円。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、11,100円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	10,600円
日額	10,700円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、10,700円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	9,500円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、9,5

」

日額	10,800円
日額	12,800円
日額	11,300円。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、11,300円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	10,800円
日額	10,900円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、10,900円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	9,600円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、9,5

を

に改める。

00円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	
日額	10,700円。ただし、所定の立会時間を短縮する場合は、10,700円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	8,800円
日額	8,800円

00円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	
日額	10,900円。ただし、所定の立会時間を短縮する場合は、10,900円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	8,900円
日額	8,900円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
教育委員会委員	月額 35,000円	教育委員会委員	月額 35,000円
(略)		(略)	
いじめ問題調査委員会	日額 12,000円	いじめ問題調査委員会	日額 12,000円
会長	日額 12,000円	会長	日額 12,000円
委員	日額 10,000円	委員	日額 10,000円
選挙長	日額 <u>10,600円</u>	選挙長	日額 <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100円</u> 。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、 <u>11,100円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u> 。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、 <u>11,300円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
開票管理者	日額 <u>10,600円</u>	開票管理者	日額 <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u> 。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>10,700円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> 。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,500円</u> 。ただし、立	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> 。ただし、立

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案			
	会時間内に交 替する場合そ の他所定の立 会時間を短縮 する場合は、 <u>9,500円</u> の範囲 内で任命権者 が市長と協議 して定める額		会時間内に交 替する場合そ の他所定の立 会時間を短縮 する場合は、 <u>9,600円</u> の範囲 内で任命権者 が市長と協議 して定める額		
不在者投票所の外部立会 人	日額 <u>10,700</u> 円。ただし、所 定の立会時間 を短縮する場 合は、 <u>10,700円</u> の範囲内で任 命権者が市長 と協議して定 める額	不在者投票所の外部立会 人	日額 <u>10,900</u> 円。ただし、所 定の立会時間 を短縮する場 合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で任 命権者が市長 と協議して定 める額		
開票立会人	日額 <u>8,800円</u>	開票立会人	日額 <u>8,900円</u>		
選挙立会人	日額 <u>8,800円</u>	選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>		
社会教育委員	委員長	日額 8,000円	社会教育委員	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 6,400円		委員	日額 6,400円
(略)		(略)			
上記以外の非常勤の委員 等	職務の内容に より、任命権者 が市長と協議 して定める額	上記以外の非常勤の委員 等	職務の内容に より、任命権者 が市長と協議 して定める額		